罹　患　報　告　書

　　　　　　組　氏名

　　　　発症日：令和　　　年　　　月　　　日

　診断日：令和　　　年　　　月　　　日

　　　医療機関名：

　　　　診断名：

　　　　解熱日：令和　　　年　　　月　　　日

　　　（症状軽快日）

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　保護者氏名（自署）：

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、登園が可能です。

　① 発症した日の翌日を初日（１日目）として、５日間を経過していること。

　② 解熱（平熱[37.5℃未満]に下がること）した日の翌日を初日（１日目）とし

　　 て、２日（幼児にあっては３日）を経過していること。

③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第２項

「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで」

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、登園が可能です。

　① 発症した日の翌日を初日（１日目）として、５日間を経過していること。

　② 症状軽快（解熱【平熱[37.5℃未満]に下がること】かつ呼吸器症状が改善

傾向にあること）した日の翌日を初日（１日目）として、１日を経過して

いること。

③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第２項

「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」

※「症状が軽快」とは、解熱剤等を使用せずに解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向にあること。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、検体採取日から5日を経過するまで。

※発症した日を０日目とします。

〈記入例〉

罹　患　報　告　書

***たまのっこ***　　組　氏名　*□□　□□*

　　　　発症日：令和　***５***年　*１１* 月　*５*日

　　　　診断日：令和　*５*年　*１１*月　*６*日

医師の証明書は

必要ありません。

医療機関名：　*〇〇〇クリニック*

診断名：　***インフルエンザ　Ａ型***

・インフルエンザＡ型

・インフルエンザＢ型

・新型コロナウイルス感染症

・その他

解熱日：令和　*５*年　*１１* 月　*７*日

（症状軽快日）

　　　　令和 *５* 年 *１１*月 *１１*日

　　　　保護者氏名（自署）：　*□□　□□*

【事例】※インフルエンザの場合

11/ 5（木）帰宅後、発症　　　11/ 6（金）受診して、インフルエンザA型と診断

11/ 7（土）解熱　　　　　　　11/ 9（月）解熱後２日目

11/10（火）発症後５日目　　　11/11（水）登校可

**※保護者が「罹患報告書」を作成し、登校時に学校へ提出する。**

**※出席停止期間は、11/6～11/10**

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、登園が可能です。

　① 発症した日の翌日を初日（１日目）として、５日間を経過していること。

　② 解熱（平熱[37.5℃未満]に下がること）した日の翌日を初日（１日目）とし

　　 て、２日（幼児にあっては３日）を経過していること。

③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第２項

「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで」

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、登園が可能です。

　① 発症した日の翌日を初日（１日目）として、５日間を経過していること。

　② 症状軽快（解熱【平熱[37.5℃未満]に下がること】かつ呼吸器症状が改善

傾向にあること）した日の翌日を初日（１日目）として、１日を経過して

いること。

③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第２項

「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」

※「症状が軽快」とは、解熱剤等を使用せずに解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向にあること。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、検体採取日から5日を経過するまで。